

横浜市交通局職員採用選考（バス乗務員【養成コース】） 交通費・宿泊費補助制度について

神奈川県外（ただし、東京都、埼玉県、千葉県を除く）にお住まいの方で、交通局職員採用選考（バス乗務員【養成コース】）を受験し、選考に合格し会計年度任用職員として採用された方に、採用後、選考受験のために要した交通費及び宿泊費を支給します。

対象となる方

- (1) 交通局職員採用選考（バス乗務員【養成コース】）の受験者であること。
- (2) 受験日時点（※）で神奈川県外（ただし、東京都・埼玉県・千葉県を除く）に居住している者
※受験日時点とは、各選考の受験日当日とします。
- (3) 横浜市内で実施する採用選考に合格し、会計年度任用職員として採用された者

支給される費用について

<対象>

- ・選考受験にあたり、居住地と試験会場の往復に公共交通機関を利用した際に要した交通費
- ・選考受験にあたり、受験日前日または受験日当日に神奈川県、東京都、埼玉県又は千葉県内に宿泊した際の宿泊費（ただし、前泊または後泊のいずれか一泊分に限る。）

<支給額>

支給額は、交通費及び宿泊費を証明する領収書等に記載の額に基づき決定する（上限あり）。

ただし、横浜市旅費条例等関係規程に準じて交通事業管理者が必要と認める額を超えるもの、及び支払額が確認できないものについては、その一部又は全部を減額するものとする。

交通費・宿泊費の申請のためには領収書の提出が必要です。

採用後の提出となりますので必ず大切に保管してください。